

食品安全委員会第 499 回会合議事録

1. 日時 平成 26 年 1 月 7 日（火） 14：00～15：13

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2 品目（②はポジティブリスト制度関連）

①メトコナゾール ②ニテンピラム

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1 品目

ルフェヌロン

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 2 品目（②はポジティブリスト制度関連）

①モキシデクチン ②フルメトリン

（厚生労働省からの説明）

・飼料添加物 1 品目

25-ヒドロキシコレカルシフェロール

（農林水産省からの説明）

・食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1 品目

25-ヒドロキシコレカルシフェロール

（厚生労働省からの説明）

・遺伝子組換え食品等 1 品目（評価要請の取下げ）

ATC1562 株を利用して生産された 25-ヒドロキシコレカルシフェロール

（農林水産省からの説明）

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）等の改正」に関する審議結果の報告について

・「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統（スイートコーン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統（スイートコーン）」に関する審議

結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について
- ・ 薬剤耐性菌「アビラマイシン」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全委員会の運営について（平成 25 年 10 月～12 月）

(6) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 長谷部基準審査課長

農林水産省 新納畜水産安全管理課課長補佐

(事務局)

姫田事務局長、山本総務課長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、池田評価情報分析官、植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官

5. 配布資料

資料 1 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書

資料 2-1 食品健康影響評価について

資料 2-2 「メトコナゾール」「ニテンピラム」「ルフェヌロン」「モキシデクチン」及び「フルメトリン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 2-3 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

資料 2-4 「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」の食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2-5 ATC1562 株を利用して生産された 25-ヒドロキシコレカルシフェロールに係る食品健康影響評価について

資料 3-1 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）等の改正に関する審議結果について

資料 3-2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統（スイートコーン）>

資料 3-3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ト

ウモロコシ MON89034 系統（スイートコーン）＞

資料 4－1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜*Bacillus subtilis* DTS1451（pHYT2G）株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ＞

資料 4－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種＞

資料 4－3 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜アピラマイシン＞

資料 5 食品安全委員会の運営について（平成 25 年 10 月～12 月）

6. 議事内容

○**姫田事務局長** 皆さん、明けましておめでとうございます。ただ今から「第 499 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が御出席です。

食品安全委員会委員のうち熊谷委員につきましては、昨日 3 年間の任期が満了し、本日 1 月 7 日付で委員に再任されたところです。

本日は、委員長が選出されるまでの間、私が議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

(1) 委員長選出

○**姫田事務局長** まず、議事（1）として委員長の選出をお願いしたいと思います。

食品安全基本法第 34 条第 1 項では「委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める」と規定されているところですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○**佐藤委員** 引き続き熊谷委員をお願いするのが適切かと思いますが、そう思って御推薦申し上げます。

○**姫田事務局長** ございませんでしょうか。

○**山添委員** 熊谷委員をお願いしたいと思います。

○**姫田事務局長** 三森委員、お願いします。

○**三森委員** 私も熊谷委員を推薦いたします。

○**姫田事務局長** では、石井委員、いかがでしょうか。石井委員、お願いします。

○**石井委員** 私も熊谷委員にお願いしたいと思います。

○**姫田事務局長** では、村田委員、いかがでしょうか。

○**村田委員** 私も熊谷委員にお願いしたいと思います。

○**姫田事務局長** ありがとうございます。出席委員全員の皆様から熊谷委員の御推薦がございましたので、委員長に熊谷委員が互選されました。

熊谷委員長におかれましては、委員長席にお移りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、熊谷委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○**熊谷委員長** 明けましておめでとうございます。ただ今、委員の方々の御推挙を受けまして、引き続き食品安全委員会委員長を務めることとなりました。再任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

近年、食品の国境を越えた移動といった食のグローバル化、それから様々な技術の進歩に伴う新たな食品・食材の登場とともに、地球温暖化による環境の変化も食の事情に大きな影響を及ぼすようになってきております。この傾向は今後とも続くことが予想されることから、食品安全委員会としては、リスク分析に基づき、今まで以上に正確で効率的な食品に関するリスク評価と食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを進めてまいりたいと考えております。また、我が国の食品安全のシステムについて国際的な評価を高められるよう努めてまいりたいと存じます。

これらの取り組みを進めるべく、委員長として、委員の皆様方、200名を超える専門委員の科学者等の方々、事務局の協力を得ながら、国民の健康を守り、我が国の食品の安全性を向上させ、国民の皆様のお役に立てるよう最大限努力していく所存であります。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○**姫田事務局長** 熊谷委員長、どうもありがとうございました。

次に、食品安全基本法第34条3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する」とありますので、委員長代理の指名をお願いいたします。

なお、これ以降の議事の進行は熊谷委員長にお願いいたします。

○**熊谷委員長** 委員長代理につきましては、これまでどおり他の常勤委員の3名を指名することとし、代理いただく順序につきましては、引き続き佐藤委員、山添委員、三森委員の順としたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、委員長代理の皆様におかれましては、今後よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

本日は、議事（２）に関し、厚生労働省から長谷部基準審査課長、農林水産省から新納畜水産安全管理課課長補佐に御出席いただいております。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 13 点ございます。

資料 1 が「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書」。

資料 2－1 が「食品健康影響評価について」、その関連資料として資料 2－2 から資料 2－5。

資料 3－1 が「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）等の改正に関する審議結果について」、資料 3－2 及び資料 3－3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 4－1 及び資料 4－2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 4－3 が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 が「食品安全委員会の運営について（平成 25 年 10 月～12 月）」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において本日の委員会資料 1 の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

<p>（２）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</p>

○熊谷委員長 それでは議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 2－1 にありますとおり、厚生労働大臣から 12 月 20 日付で農薬 2 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品 2 品目並びに食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損

なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1 品目について、それから農林水産大臣から 12 月 20 日付で飼料添加物 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、農薬 2 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品 2 品目について、厚生労働省の長谷部基準審査課長から説明をお願いいたします。

○長谷部基準審査課長 厚生労働省基準審査課の長谷部です。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、資料 2-1 に基づきまして、今回評価をお願いするものについて御説明させていただきます。

まず 1 品目めでございますが、メトコナゾールという物質で、殺菌剤でございます。こちらについてはインポートトレランスの申請によります残留基準の設定です。今回は米国からブルーベリー、ばれいしょ等、カナダからなたね、えんどう等の基準値設定要請が出てございます。食品安全委員会での評価は今回が 4 回目となりまして、ADI も 0.02 というふうに決定されてございます。

次に 2 品目め、2 つ目ですが、ニテンピラムでございます。こちらのものはポジティブリスト制度導入時に設定しました基準値の見直しでございます。ネオニコチノイド系の殺虫剤に該当するものでございます。日本では農薬登録がされておりまして、水稻、トマト、りんご、かんきつ等に使用されておりまして。国際的には JMPR で毒性評価もございませんし、国際基準もないというものです。食品安全委員会での評価も初めてになるものでございます。

次の品目に移らせていただきます。

農薬及び動物用医薬品の 1 品目でございますが、ルフェヌロンというもので、インポートトレランス申請による残留基準の設定を行うものでございます。用途としましては、農薬の場合は殺虫剤、殺ダニ剤、動物用医薬品としては外部寄生虫駆除薬、駆除剤として使用されておりまして。日本で農薬登録がなされておりまして、国内では動物用医薬品の承認はありません。国際機関での評価ですが、JMPR、JECFA とともに評価はされておらず、国際基準もないものでございます。今回のインポートトレランス申請は EU から出ておりまして、魚介類（さけ目の魚類に限る）についての申請でございます。食品安全委員会での評価は 3 回目になりまして、ADI は 0.014 というふうに決定されているものでございます。

次、動物用医薬品の方に移らせていただきます。

まず 1 つ目がモキシデクチンでございまして、農林水産省から薬事法に基づく承認事項の変更についての関係でございます。このものの用途は寄生虫駆除剤で、マクロサイクリックラクトン系化合物に該当するものでございます。今回、搾乳牛へ適用拡大するとともに、使用禁止期間を 168 時間とする申請がなされておりまして。国際機関では JECFA で評価がなされておりまして、ADI 0.002 というふうに決定されておりまして、食品安全委員会での評価も今回 2 回目になりますが、ADI は 0.003 と決定されているものでございます。

次に移らせていただきまして、動物用医薬品の 2 品目めでフルメトリンでございます。こちらもちょうど薬事法に基づく承認事項の変更についてということでございます。合成ピレスロイド系の殺虫剤に

該当するものです。日本で動物用医薬品として承認されておりまして、牛、鶏等に用いられております。今回の承認事項の変更は投与液量を変更するもので、これまで鶏1羽に対し0.1ml使用していたものを、それにプラスしまして10倍薄めたものを1ml使うという使用法を拡大するものでございます。国際機関ではJMPRで評価されておりまして、ADIは0.004、JECFAの評価はございません。

それから、フルメトリンについて補足でございしますが、少し変更があります。ポジティブリスト制度導入に伴い設定したフルメトリンの暫定基準は、EU諸国、豪州における残留基準及びコーデックス基準を参照したものでございまして、この際参照した海外の基準は動物用医薬品の用途に伴う基準であったのに対し、コーデックス基準はJMPRにおける農薬としての評価に基づき設定された基準であったため、フルメトリンはこれまで農薬及び動物用医薬品として整理させていただいておりました。今般、食品安全委員会への評価依頼に当たりまして収集した資料を確認しましたところ、現在、暫定基準設定の際に参照したコーデックス基準が削除されていること、それから、暫定基準設定当時のJMPR評価書では畜体へのフルメトリンの散布に伴う残留を想定した評価がなされており、その使用方法が日本において動物用医薬品の用途に該当すること、また、国内外において農薬使用がないことが分かりましたので、これらのことから農薬用途はないものと判断しております。したがって、動物用医薬品として評価依頼をさせていただくものでございます。

また、平成25年3月28日付の食安基発0328第4号により通知しております平成25年度食品健康影響評価依頼予定物質についての別紙におきましても、フルメトリンの主な用途を「農薬/動物薬・殺虫剤」と記載しておりましたが、先ほど説明させていただいた点と同じ状況になります。今回の評価依頼にあわせて当該箇所を「動物薬・殺虫剤」と修正させていただきますので、差しかえの方をよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

先ほどモキシデクチンのところで使用禁止期間とおっしゃっていましたが、これは牛と搾乳牛、2つに係るものなのでしょうか。

○長谷部基準審査課長 これまで承認されているものが牛（搾乳牛を除く）ということで、今回搾乳牛が追加されまして、使用禁止期間につきましては、これまでも牛で搾乳牛を除くものは14日前までというふうになっておりましたが、搾乳牛については168時間ということで、搾乳牛のみ短縮ということでございます。牛についてはこれまでどおりという申請でございます。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見・御質問ありましたらお願いいたします。

○長谷部基準審査課長 それから、追加で別添2の方を説明させていただきたいと思っております。

今回、評価依頼が2回目以降のもので追加データリストでございますが、メトコナゾールで作物残留試験、ルフェヌロンで薬物動態試験、イヌのもの、残留試験、さけのものを提出させていただいております。それから、モキシデクチンにつきましては吸収等試験、残留試験を追加提出させていただいております。

○熊谷委員長 御意見・御質問、ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今厚生労働省から御説明いただきましたもののうち、農薬のメトコナゾール、それから農薬及び動物用医薬品ルフェヌロン、動物用医薬品モキシデクチンの3品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、これら3品目に関して試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の三森委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づいて、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかにつきまして御説明をお願いできますでしょうか。

○三森委員 分かりました。

先ほど長谷部課長から御説明がありました資料2-2の最後のページ、別添2をごらんください。

農薬メトコナゾールにつきましては作物残留試験の結果のみが追加されておりますため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

2番目の農薬及び動物用医薬品ルフェヌロンにつきましては薬物動態試験等が、動物用医薬品モキシデクチンにつきましては吸収等試験の結果が追加されておりますため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の御説明によれば、メトコナゾールにつきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するという事としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 また、農薬及び動物用医薬品ルフェヌロンにつきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれるということですので、動物用医薬品専門調査会に調査審議させることとし、この調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、農薬専門調査会

において審議を行うかどうかを検討して決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それから、動物用医薬品モキシデクチンにつきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められるということですので、動物用医薬品専門調査会で審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、農薬ニテンピラムについては農薬専門調査会において審議することとします。それから、動物用医薬品フルメトリンについては動物用医薬品専門調査会において審議することとします。

これで5品目について審議終了したということになります。

続きまして、飼料添加物1品目につきまして、農林水産省の新納畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○新納畜水産安全管理課課長補佐 新年明けましておめでとうございます。畜水産安全管理課の新納と申します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本来ならば、当方の課長が参りまして御説明申し上げるところでございますけれども、今回、所用により出席できませんので、かわりに私の方から御説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料2-3をごらんさせていただきたいと存じます。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

まず、昨年12月20日付で25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価をお願いさせていただきました。

まず経緯につきましてでございますが、1.の経緯でございますように、既に飼料添加物として指定されてございますビタミンD₃は、家畜や家きんのカルシウムやリンの代謝などに必要な栄養素でありまして、飼料を介して摂取されましたビタミンD₃は肝臓で代謝され、今回評価をお願いいたします25-ヒドロキシコレカルシフェロールになります。またさらに腎臓でもう一つ水酸基が付与されまして、生理機能を有する活性型のビタミンD₃になってまいります。ところが、暑さなどのストレス環境下では肝機能が低下してしましましてビタミンD₃の代謝が低下し、畜産物の生産性が低下する懸念がございます。このため、ビタミンD₃の中間代謝物でございます25-ヒドロキシコレカルシフェロールについて飼料添加物として新規指定の要望が参りまして、平成24年12月20日に農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会におきまして審議が行われまして、飼料添加物としての家畜等に対する効果や安全性が確認されております。

本物質の飼料添加物の指定に当たりましては、2.の指定の概要にございまして、家畜への

栄養成分の補給を目的としまして、豚及び鶏を対象とする飼料に用いるものとして設定することを考えております。

最後に今後の進め方でございますが、3. の今後の方針でございますように、当委員会から食品健康影響評価の結果をいただきましたら、農業資材審議会飼料分科会において答申を得て、所要の事務手続を経た後に指定及び規格基準の設定を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、当該物質を食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて、厚生労働省の長谷部課長から説明をお願いいたします。

○長谷部基準審査課長 長谷部です。よろしくをお願いいたします。

では、資料 2-4 に基づいて御説明させていただきます。

先ほど農林水産省から御説明がありまして、25-ヒドロキシコレカルシフェロールにつきましてはコレカルシフェロールの代謝物となります。コレカルシフェロールを含むカルシフェロールにつきましては、食品衛生法第 11 条第 3 項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質、いわゆる対象外物質として暫定的に定めた物質でありまして、平成 22 年 2 月 15 日付で食品安全委員会に既に対象外物質としての評価依頼を行っております。そのため、今回のカルシフェロールの代謝物につきましても対象外物質としての評価依頼を行わせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては肥料・飼料等専門調査会において審議することとします。

長谷部課長、ありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目について、引き続き農林水産省の新納課長補佐から説明をお願いいたします。

○新納畜水産安全管理課課長補佐 続きまして、遺伝子組換え食品等の評価要請につきまして、資料 2-5 に基づきまして説明をさせていただきます。

こちら、先ほど御説明いたしました飼料添加物と同じものでございますが、遺伝子組換え技術を用いて製造されておりますので、飼料添加物の指定に関する評価とあわせて遺伝子組換えに関する評価の依頼をさせていただいたところでございます。

本品目は、遺伝子組換え酵母 *Saccharomyces cerevisiae* ATC1562 株が産生したコレスタトリエノールを化学的に修飾することで製造されるものでございます。ATC1562 株は、*S. cerevisiae*

ATCC740027 株を宿主といたしまして、コレスタトリエノールの生産性を高めるため、ヒドロキシメチルグルタリル-CoA リダクターゼ遺伝子が導入されております。また、ATC1562 株には、発現プラスミド構築の過程で選択マーカーとして使用されました抗生物質アンピシリンに対する耐性を付与させる *bla* 遺伝子が導入されておりますが、本品目が生産菌を含有していないことは確認されております。

3. の利用目的及び利用方法は、先ほど御説明しました飼料添加物として使用されているということでございます。

また、備考にありますけれども、申請者は、本品目につきまして、化学修飾工程での精製によりまして ATC1562 株を用いた発酵工程に由来する成分は含んでおらず、化学分析によるその他の不純物も同定されており、その量もわずかであることから、貴委員会の「アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価」の考え方の要件を満たしているものと考えてしております。

以上でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 ちょっと1点教えてください。この25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、今回は遺伝子組換えのものですけれども、従来品はどうやってつくっておられたのでしょうか。

○新納畜水産安全管理課課長補佐 従来から指定されているビタミン D₃ は遺伝子組換えを使っておりませんで、羊毛などからコレステロールとか油分を取り出しまして、それを化学修飾することでつくっております。

○村田委員 このコレスタトリエノールというものからつくるのは初めてというか……。

○新納畜水産安全管理課課長補佐 そういうことになります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございました。

○熊谷委員長 すみません、ちょっと理解が悪くて。この ATC1562 株は、要するにコレスタトリエノールの生産性を上げるということなわけですか。

○新納畜水産安全管理課課長補佐 ええ。今回、遺伝子導入しておりますが、もともとつくる経路も持っております。

○熊谷委員長 ありがとうございました。

ほかにありますか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとします。
新納課長補佐、ありがとうございました。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

まず、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）等の改正」に関する審議結果の報告についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了し、審議結果が提出されております。

それでは、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料 3-1 について御説明いたします。

本件は、遺伝子組換え食品添加物のうち組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合及び組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合に該当する微生物を利用して生産された食品添加物について取り扱いを改めるために、厚生労働省の関連告示の改正について評価の要請があったものであります。

具体的には、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）等における組換え DNA 技術の定義から、当該微生物に明らかに該当する場合を除くことによって、これらに該当する微生物によって得られたものは遺伝子組換え食品添加物に含まれないこととし、安全性審査の対象外にするという改正です。また、一定の判断基準を示して、当該微生物に該当するか事業者がみずから判断できることとしますが、判断基準に該当することが明らかでない場合は従来どおり安全性審査の対象とするということになります。

今回、告示改正の対象となっている微生物を用いて製造された食品と添加物については、既に平成 20 年 6 月 26 日の食品安全委員会決定「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」と平成 16 年 3 月 25 日の食品安全委員会決定「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」において、安全性評価の対象に含めないものとされているものです。

専門調査会においては、厚生労働省より示された判断基準案について、内容が、事業者がみずから判断するという観点から適切であるかを中心に議論がなされました。その結果、一部修正を行われたものが資料 3-1 の別添、次のページにございますが、裏表にわたっておりますが、その別添でございます。これにつきましては内容的な変更ではありませんが、別添の文言について 1 点、1 枚目の 3. と 5. のところのお書きに、もとは「食品安全委員会が……」という文章がございましたが、これを少し分かりやすくするために、少し書きぶりを修正した方がよいというふうに考えております。今の文章では「食品安全委員会が……該当するとしたか否かによって判断すること」というふうにくくられておりますが、ここでは組み合わせがこれまでに食品安全委員会において該

当すると判断したものであることが必要との趣旨だと伺っておりますので、そのように素直に書いてはというふうに思っております。したがって、修正案としては、例えば「これまでに食品安全委員会において組換え体と同等の遺伝子構成を持つ細胞が自然界に存在する場合に該当すると判断したものであること」というような形にはいかがかと思えます。

また、専門調査会においては、厚生労働省から判断基準について事業者が適切に判断するために示す予定の考え方についても御説明をいただきました。その中でも幾つか専門委員会で指摘がございまして、その指摘を踏まえた対応が予定されていると伺っております。例えば、考え方への指摘の例としては、食品の形態が従来と異なるなどにより摂取量が大きく変化する場合には食経験ありと捉えるべきではない、そういう点でございます。

以上のような審議の結果を踏まえまして、資料3-1のとおり、本改正の対象である最終的に宿主に導入されたDNAが当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみである場合、または組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合に明らかに該当する微生物を利用して製造された食品または添加物は、従来の微生物を利用して製造された食品または添加物と比較して、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられました。

また、本改正については、示された判断基準に基づき、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、リスク管理機関において適切なリスク管理措置を講じる必要があるというふうにされております。

なお、専門調査会においても議論がございましたが、本件は組換えDNA技術の定義に関するものでございます。判断基準に該当する食品添加物そのものにつきましては、一般の食品添加物と同様に、事業者がリスク管理機関において安全性を確保する必要がありますので、本件が食品または添加物自体の評価ではないということもあわせて伝えてはというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 2点教えてください。1つは、今回のこの判断基準に該当する微生物の範囲というのは、食品安全委員会で当該微生物に該当すると判断される範囲と同じなのかどうかということが1点。もう一つは、この判断基準というのは、例えば新しい何か知見が出てきたときには見直すということがあり得るのかどうかという、その2点を教えてください。

○池田評価情報分析官 私の方からお答えいたします。

1つ目の御質問なのですけれども、今回の判断基準につきましては、表題にございますように、明らかに該当するかどうかを判断するという基準でございますので、範囲がかなり限定されて厳しい基準になっておりまして、この基準に該当しないものであっても、食品安全委員会で、ここにありますような微生物に該当すると判断でき得るものもあるということでございます。基準に当ては

まらないものについては、引き続き厚生労働省に安全性確認の申請がなされまして、諮問が食品安全委員会の方へ行われまして、最終的に宿主に導入された DNA が当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであるかどうか、あるいは、その組換え体が自然界に存在する微生物と同等の DNA 構成であるかどうかということの該当性を判断することになります。

2つ目の御質問なのですが、判断基準については、新たな知見が得られたり、食品安全委員会での判断事例が蓄積したりすることなどによって、必要になれば見直すことになると考えられますけれども、その際には食品安全委員会に諮問されることになると思われま

す。

○**村田委員** 微妙な問題は一応問い合わせるという感じになるのでしょうかね。

○**池田評価情報分析官** はい。そうなるかと思えます。

○**熊谷委員長** ほかに御意見・御質問ありますか。

○**三森委員** もう一点質問させてください。厚生労働省では、判断基準に加えて、事業者が適切に判断するためのより詳細な考え方を示すということとしてしておりますが、その考え方についても専門調査会で追加すべきなどの意見があったように思います。それらについては厚生労働省でどのような対応をされているのか、その辺についてお聞かせください。

○**池田評価情報分析官** 専門調査会の方でいただきました御指摘については、厚生労働省の方には伝えておりまして、厚生労働省の方からは、指摘を踏まえて考え方を今後作成して告示改正にあわせて通知するような予定だと聞いております。

○**三森委員** ありがとうございます。

○**熊谷委員長** ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、本件につきましては、資料3-1に記載の遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論とし、この結論を踏まえると、本件につきましては、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないということとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**熊谷委員長** また、山添委員からの御提案を踏まえて、リスク管理機関に対し、本件については

食品または添加物自体の評価ではないということを念のため付言して通知するとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 また、ただ今御指摘のありました判断基準の語句の修正につきましても、厚生労働省に修正するよう伝えることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局はその手続をお願いします。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目に関する審議結果についてです。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、今回は資料3-2と資料3-3について説明をいたします。

まず資料3-2についてです。4ページの要約に沿って説明いたします。

本品種は、デント種の除草剤耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(遺伝子組換え)と従来品種であるスイートコーンを従来からの手法で掛け合わせて得られたスイート種です。デント種の MON88017 系統は安全性評価が終了しており、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されています。

デント種とスイート種は、同じ種に分類され、遺伝的に同質であり、これまで育種による交配が一般的に行われてまいりました。デント種の MON88017 系統に導入された遺伝子が本品種にも導入され、安定して伝達されており、構成成分も非組換え体(スイート種)と比較して差は認められておりません。

これらのことから、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

次に、資料3-3に移っていただきます。やはり4ページのところに要約がございます。この要約に沿って説明いたします。

本品目は、デント種のチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と従来品種であるスイートコーンを従来からの手法で掛け合わせて得られたスイート種です。デント種の MON89034 系統は安全性評価が終了しており、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されています。

デント種の MON89034 系統に導入された遺伝子が本品種にも導入され、安定して伝達されており、構成成分も非組換え体のスイート種と比較して差は認められておりません。これらのことから、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

詳細については事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは補足をさせていただきます。

まず、お手元の資料3-2の方でございますけれども、5ページをお願いいたします。

評価対象食品の概要がI.としてございますが、本系統につきましては先ほど御説明のありましたとおりでございます。

食品健康影響評価でございますけれども、第1.におきましては、安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質と組換え体との相違に関する事項について検討がされております。

ちょっと行っていただきまして、6.が7ページの一番上でございますけれども、宿主との相違点につきましては、ここに記載されております2種類の遺伝子導入と、それに伴う2種類のタンパク質の発現ということでございまして、以上を踏まえまして、本品目の安全性評価におきましては、既存のトウモロコシとの比較が可能と判断がされております。

次の8ページでは、第4.といたしましてベクターに関する事項について整理をしております。掛け合わせ品種におきまして使用されたベクターの性質に関する事項に変化は生じていないということで、その安全性に関する知見は得られているということでございます。

その下、第5.では挿入DNA等に関し検討がされております。こちらについても1から5までの各項目につきましては安全性に関する知見が得られているということが記載されておきまして、11ページに6.がございまして、この項目では遺伝子組換えトウモロコシ MON88017、デント種でございますが、これとスイート種との交配によりまして作出されたということが記載されているところでございます。

11ページ、同じページの第6.がございまして、組換え体に関する事項について整理がされておきまして、こちらの2.の方ではタンパク質の発現量について検討がされております。

この項目の次のページの3.では、遺伝子産物であるタンパク質の一日蛋白質摂取量に占める割合が検討されておきまして、日本人が本品目を食することによって摂取するタンパク質は極めて少ないと考えられております。

このページの4.の方ではアレルギー誘発性について検討がされております。このアレルギー誘発性についてのまとめが13ページの5.の上ぐらいにございますけれども、この掛け合わせ品種におきまして遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項に変更は生じておらず、安全性に関する知見は得られているということでございます。

13ページの半ば以降でございますが、6.といたしまして、代謝経路への影響に関する事項がございまして、ここでは導入された各タンパク質について検討がされておきまして、改変 CP4 EPSPS タンパク質につきましては、シキミ酸合成経路の律速酵素ではなくて、また基質と特異的に反応するというので、植物の代謝経路に影響を及ぼさないと考えられております。

また、Bt タンパク質の方でございますけれども、殺虫性のタンパク質でございまして、殺虫以外の機能を有することは知られておらず、酵素活性を持つとは考えられないということで、代謝経路への影響は考えられないとされております。

14 ページから7.として宿主との差異に関する事項がございます。こちらで主要構成成分、糖類、アミノ酸組成、脂肪酸組成、有害生理活性物質等につきまして検討されまして、結論としまして非組換えのスイート種との差は認められていないということでございます。

15 ページの下の方に食品健康影響評価結果がございます。内容につきましては、先ほど御説明のあったとおりでございます。

すみません。1点修正がございまして、この15ページの(7)というのが上から4行目ぐらいにございまして、この(7)の最終行のところに「MON88017」とございまして、この後ろに「(スイートコーン)」と記載すべきところ、漏れてございましたので修正をさせていただきたいと思っております。

それから、資料の3-3でございます。こちらにつきまして、5ページから概要がございますが、本系統につきましては先ほど御説明いただいたとおりでございます。食品健康影響評価がその下からございますが、先ほどの88017と同様でございまして、既存のトウモロコシとの比較による安全性評価が可能ということで評価が行われております。また、先ほどと同様にベクターの性質に関する事項、それから挿入DNA等、組換え体のタンパク質発現量、アレルギー誘発性の検討等がされておりまして、また、含有成分に関する非組換えスイート種との比較も行われておりますけれども、全体として問題となる知見はなかったということございまして、食品健康影響評価結果は15ページにございますが、内容については先ほど御説明いただいたとおりでございます。

それから、こちらにつきましても、すみません、1点誤記がございまして、14ページにお戻りいただきまして最終行でございまして、「MON88017」とございまして、これは「89034」の誤りでございます。それと先ほどと同様に「(スイートコーン)」と入れたものが正しい記載でございます。

以上2件につきましては、よろしければ、今申し上げました修正をさせていただいた形で、本日の委員会終了後、2月6日までの30日間、御意見・情報の募集を行わせていただければと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等2品目、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、遺伝子組換え食品等 2 品目のうち、まず *Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼに関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、お手元の資料 4-1 に基づきまして御説明をいたします。

本件につきましては、11 月 11 日の第 493 回食品安全委員会専門調査会における審議結果の御報告をいたしまして——すみません。今御説明しているのは 3 ページでございます。11 月 12 日から 12 月 11 日まで意見・情報の募集を行った案件でございます。

本件は、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品添加物シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼでございます。これは、デンプンを加水分解してシクロデキストリンを含む糖質をつくるために用いる添加物でございます。最終的に食品に用いるのはつくられた糖質ということでございます。2 つの遺伝子とプロモーター、シグナル配列ターミネーター配列を含む発現プラスミドを宿主に導入してつくられた株が生産株です。

評価の結果でございますけれども、評価書の 15 ページの方でございますⅢ. の食品健康影響評価結果のとおりでございます。安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になっております。

意見・情報募集結果が参考とあります最終ページでございますけれども、期間中に御意見・情報はなかったということでございますので、本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目、除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料4-2をごらんください。2ページ目の要約に沿って概要について説明いたします。

本品種は、除草剤耐性の形質が付与された系統を親系統として従来の手法で掛け合わせて得られた品種です。掛け合わせる前の親系統については、それぞれ安全性評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

本ダイズの食品健康影響評価では、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は植物の代謝経路に影響を及ぼさず互いに影響し合わないこと、掛け合わせる品種は亜種レベル以上の交配ではないこと及び摂取量・食用部位・加工法等に変更はないことを確認いたしました。したがって、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性の評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断いたしました。

詳細については事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは補足させていただきます。

今御説明がございましたように、2系統の掛け合わせダイズということでございます。

3ページの方に食品健康影響評価がございまして、今、代謝系への影響のお話がございましたが、その点、補足させていただきますと、導入された遺伝子によって産出されるタンパク質のうち、改変DMOタンパク質はダイズにおきましてDMOの触媒作用を受けそうな構造の化合物は確認されていないことなどから、ダイズの代謝系に影響を及ぼす可能性は低いとされておりました、CP4 EPSPSタンパク質につきましては、シキミ酸経路の律速酵素ではないことなどから代謝系に影響を及ぼさないとされているところでございます。

以上から、いずれの形質も作用機作が独立しておりました、掛け合わせ品種においても互いに影響し合わないという評価になっております。

結論につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。

本件につきましては、これまでの取り扱いと同様にパブリックコメントの手続は行わず、評価結果を関係機関に通知させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断したということによるのでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして薬剤耐性菌 1 品目に係る食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、お手元の資料 4-3 に基づきまして説明いたします。家畜等に使用するアピラマイシンによる薬剤耐性菌に関する評価でございます。

3 ページをお願いします。審議の経緯にありますように、昨年 11 月 18 日に委員会に報告した上、翌日から 12 月 18 日まで国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果については、5 ページの要約でざっと説明させていただきますと、2 つ目のパラグラフからありますように、アピラマイシンはヒト用医薬品として使用されていない。また、これと化学構造が類似したヒト用抗菌性物質はない。交差耐性に関する試験においても、豚、鶏において大腸菌の既存抗菌性物質に対する耐性の獲得に影響を及ぼさなかったという知見が得られております。

次のパラグラフですが、国内での動物由来腸球菌の感受性試験においても耐性率が上昇する傾向にはありませんでした。

次のパラグラフの耐性決定因子についても、プラスミド上に存在しますが、動物から分離されたアピラマイシン耐性腸球菌において、この耐性遺伝子を保有している株は極めて少なかったというようなことが確認されております。

以上の結果、結論として、アピラマイシンの家畜等への使用によりアピラマイシン耐性が選択される可能性は否定できないが、アピラマイシンがヒト用医薬品として使用されていないこと、ヒトに使用されている抗菌性物質と交差耐性を示したという報告がないことなどから、食品を介してヒトに対して健康上の危害因子となる可能性のある薬剤耐性菌はなく、アピラマイシンを家畜等に使用することによって選択された耐性菌が、食品を介しヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度ということが結論でございます。

意見募集の結果は後ろから 2 枚目につけておりますが、特段の意見はございませんでした。

そして一番最後に、化学名を一般的な CAS の名称ということで整理して訂正させていただいております。

私からは以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）におけるものと同じ結論、すなわち、家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) 食品安全委員会の運営について(平成25年10月～12月)

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(平成25年10月～12月)」です。
事務局から説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、平成25年10月から12月までの運営状況について御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催状況につきましては月ごとにまとめております。

1ページ目が10月の関係でございます。まず評価案件について記載し、次に結果通知案件について、2ページにかけて評価結果の概要を記載しております。2ページのその他のところですが、評価関係以外として食品安全委員会専門委員及び調査研究企画会議構成員の改選について報告しております。

3ページからが11月の運営状況でございます。要請案件について記載し、次に結果通知案件について、5ページにかけて評価結果の概要を記載しております。5ページのその他のところで、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、平成25年3月末時点の調査に基づく結果を報告しております。

6ページからが12月の運営状況でございます。まず要請案件について記載し、次に結果通知案件について、7ページにかけて評価結果の概要を記載しております。7ページのその他のところですが、シガテラのファクトシートの作成及び平成26年度食品安全モニターの募集について報告しております。

次に、8ページからが専門調査会の運営状況でございます。12ページにかけまして各専門調査会ごとに調査審議事項を中心に記載をしております。

最後の13ページからが意見交換等の開催状況でございます。11月22日には食品安全委員会セミナーとして、食品中のヒ素をテーマに海外の有識者を招聘して開催しております。また、「食品を科学する」連続講座の2回分を開催しております。そのほか、当委員会が開催する意見交換会等は全15回で、このうち委員が講師として対応したものが7回となっております。また、14ページ下からでございますが、他団体が開催する意見交換会等への講師派遣は全30回で、このうち委員が講師として対応したものは6回となっております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(6) その他

○熊谷委員長 それでは、最後に、先日来、年末から問題となっております冷凍食品への農薬の混入事案について、食品安全委員会としてどのような対応を行ったのか、改めて事務局から報告をお願いします。

○植木情報・勸告広報課長 御報告いたします。

農薬のマラチオンが検出されました冷凍食品に関しましては、昨年末から株式会社マルハニチロホールディングス及び株式会社アクリフーズによる商品の自主回収が行われてございます。

本件につきましては、食品安全委員会としまして迅速に、そして関係機関と密接に連携して対応してございます。具体的には、本件発覚後、直ちに農薬マラチオンの概要及び厚生労働省の公表資料を食品安全委員会ホームページに掲載するとともに、メールマガジンを全国約1万人に配信してございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

本件につきましては、食品安全委員会としましても、引き続き関係機関との連携を密にして迅速な情報提供に努めてまいります。

ほかに議事はありますでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、再来週、1月20日月曜日14時から開催を予定しております。

また、来週14日火曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第499回食品安全委員会会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。